

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年12月13日
【四半期会計期間】	第60期第3四半期（自平成24年8月1日至平成24年10月31日）
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 文夫
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052 - 532 - 2211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 山本 大寛
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052 - 532 - 2211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 山本 大寛
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第3四半期連結 累計期間	第60期 第3四半期連結 累計期間	第59期
会計期間	自平成23年 2月1日 至平成23年 10月31日	自平成24年 2月1日 至平成24年 10月31日	自平成23年 2月1日 至平成24年 1月31日
売上高(百万円)	56,897	56,142	80,258
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,057	1,578	396
四半期(当期)純損失() (百万円)	744	2,174	65
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	828	2,350	132
純資産額(百万円)	17,936	15,988	18,632
総資産額(百万円)	39,234	36,596	39,887
1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	101.67	297.21	9.01
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	45.2	43.7	46.3

回次	第59期 第3四半期連結 会計期間	第60期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 8月1日 至平成23年 10月31日	自平成24年 8月1日 至平成24年 10月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ()(円)	64.42	165.73

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第59期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、渋谷109系SPA事業を営むVENT HONG KONG LIMITED(平成24年1月設立)を、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年10月10日開催の取締役会において、連結子会社であるジュンコシマダジャパン株式会社から事業を譲受けることについて決議を行い、同日付けで事業譲渡契約を締結しました。

その主な内容は、以下のとおりであります。

(1)当該子会社の概要

商号 ジュンコシマダジャパン株式会社
本店所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目15番5号
事業内容 婦人衣料の企画、製造及び百貨店での販売
資本金 1,000万円
株主構成 当社100%

(2)事業譲受けの内容

当社はジュンコシマダジャパン株式会社から全ての事業を譲受けます。本事業譲受けは会社法第468条第2項に定める簡易事業譲受けであります。なお、ジュンコシマダジャパン株式会社は事業譲渡完了後、清算いたします(平成25年1月下旬清算終了予定)。

(3)事業譲渡日

平成24年11月1日

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要等により穏やかな持ち直しの動きが見られたものの、欧州危機の再燃、中国経済の減速等により先行き不透明な状況で推移いたしました。

当アパレル業界におきましても、先行き不透明な状況の中、消費者の節約志向が続くなど、依然厳しい状況で推移いたしました。

このような状況におきまして、当社グループは、持続的な成長と企業体質の強化により企業価値の向上を目指すため、「企画提案力の強化」、「市場変化への対応」、「効率経営の推進」に取り組んでまいりました。

製造卸売グループでは、売場提案型トータル販売による量販店の強化、専門店や無店舗チャンネルへの販売拡大に取り組みました。その結果、量販店チャンネルは大手GMS(総合スーパー)のPBは堅調に推移し、専門店チャンネルは大手専門店チェーン向けが大きく増加するとともに、スタイリンク(株)が手がける有力SPA向けも伸長し、大幅に拡大しました。また無店舗チャンネルもTVショッピング向けが好調であったことで増加いたしました。しかし自社ブランドコーナーを採算性向上を目的に集約・再編したことで量販店チャンネルは減少いたしました。以上の結果、製造卸売グループの売上高は、479億88百万円(前年同期比1.0%増)となりました。

SPAグループでは、キャリア&ミセス系SPA事業は、既存店売上及び無店舗向け卸売の拡大に注力し、ジュンコシマダジャパン事業の「49AV パイ ジュンコ シマダ」の販売が増加するなど堅調に推移しましたが、直営店売上は不採算店舗撤退の影響により減少となりました。

一方、渋谷109系SPA事業の(株)ヴェント・インターナショナルは、ブランドの強化や店舗売上の拡大に努めましたが、郊外ショッピングセンター店舗を中心に直営店売上が大幅に減少するなど、販売不振が続いております。以上の結果、SPAグループの売上高は、82億99百万円(前年同期比12.9%減)となりました。

以上により、売上高は561億42百万円(前年同期比1.3%減)、営業損益は17億13百万円の損失(前年同期は11億48百万円の営業損失)、経常損益は15億78百万円の損失(前年同期は10億57百万円の経常損失)となりました。また、(株)ヴェント・インターナショナルの業績不振に伴い、事業再編損315百万円及びのれん償却額118百万円の特別損失の計上、ならびに繰延税金資産の取崩し261百万円をおこなった結果、四半期純損益は21億74百万円の純損失(前年同期は7億44百万円の四半期純損失)となりました。

なお、連結子会社ジュンコシマダジャパン株式会社からの事業譲受け及び同社の解散に伴い、同社の繰越欠損金を引継ぐことにより法人税負担が約4億円軽減される見込みですが、当該事象は第3四半期決算には反映されず、同社の清算終了日以降の平成25年1月期通期決算にて反映される見込みであります。

なお、当社グループは衣料品事業のみの単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。

グループ別、販売チャンネル別の売上高は以下のとおりです。

区分		金額(百万円)	前年同期比(%)	
製造卸売 グループ	量販店	22,343	9.3	
	専門店	19,152	+16.9	
	無店舗	4,660	+8.8	
	百貨店	853	8.7	
	その他	978	23.9	
製造卸売グループ合計		47,988	+1.0	
SPA グループ	渋谷109系 SPA事業	直営店	4,147	18.8
		その他	945	2.1
	小計		5,093	16.2
	キャリア&ミセス系 SPA事業	直営店	2,177	6.9
		その他	1,028	7.3
	小計		3,206	7.0
SPAグループ合計		8,299	12.9	
グループ合計		56,288	1.4	
消去		145	-	
合計		56,142	1.3	

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、365億96百万円となり、前連結会計年度末に比べ32億90百万円の減少となりました。

流動資産は252億7百万円となり、前連結会計年度末に比べ26億77百万円の減少となりました。流動資産の減少の主な要因は、商品が8億36百万円増加したものの、現金及び預金が31億49百万円減少したことによります。

固定資産は113億89百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億12百万円の減少となりました。固定資産の減少の主な要因は、無形固定資産が4億10百万円減少したことによります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債は、206億7百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億47百万円の減少となりました。

流動負債は184億61百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億71百万円の減少となりました。流動負債の減少の主な要因は、短期借入金が12億円増加したものの、支払手形及び買掛金が19億71百万円減少したことによります。

固定負債は21億46百万円となり、前連結会計年度末に比べ76百万円の減少となりました。固定負債の減少の主な要因は、退職給付引当金が50百万円減少したことによります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、159億88百万円となり、前連結会計年度末に比べ26億43百万円の減少となりました。純資産の減少の主な要因は利益剰余金が24億67百万円減少したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社が既存の事業の強化及び新規事業の拡大を実現し、企業価値を向上させていくためには、当社の独自性を十分理解した上で、中長期的な視点に立った経営を行っていくことが必要となります。具体的には、「グループの総合力」、「商品開発力」、「生産力」、「販売力」及び「ブランド力」の維持・強化のための既存の事業の強化及び新規事業の拡大等に重点を置いた経営が必要不可欠となります。当社の株式の大量買付を行う者がこれら当社グループの企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社が、当社グループの企業価値の源泉である「グループ総合力」、「商品開発力」、「生産力」、「販売力」及び「ブランド力」の維持・強化を今後も継続的に実践していくためには、() 当社グループの商品開発力及び生産力、販売力、ブランド力及びグループ総合力の根幹となる人的資源及びノウハウの確保・充実、() 当社グループ内の人的資源及びノウハウを有機的に結合させる当社独自のD I V (ディヴィジョン) 制の維持、() 契約工場及び仕入先、並びに量販店、専門店、百貨店等の小売店等といった取引先との信頼関係の維持、() 当社グループ全体での更なるノウハウの獲得のためのS P A事業やO E M事業のパートナーとの信頼関係の維持、() 当社及び子会社間のシナジーを最大限発揮するための当社グループ体制の維持が、不可欠であります。

そして、当社は、それぞれのグループ内の各事業の特性を深化させつつ、商品開発ノウハウ、商品供給力及び人材等のグループ内の経営資源を有機的に結合させ、その有効活用を図ることによりシナジー効果を発揮するとともに、当社グループの事業規模を拡大し、収益性を向上・安定化させることにより、企業価値の向上を目指しております。具体的には、以下の施策の維持・強化を図っております。

(a) グループ総合力の維持・強化

当社グループ各社は、それぞれの得意分野への集中を図りつつ、当社グループ間の連携によるシナジー効果を生かし、「グループ総合力」の維持・強化を図っております。

(b) 商品開発力の維持・強化

総合チャネル卸売事業では、流行を的確に捉えた商品をタイムリーに企画するため、当社独自の組織体制として、D I V制を採用しております。このD I V制においては、それぞれの商品別に各D I Vが企画から生産販売までを一括管理しており、各D I Vが担当商品に特化しつつ機動的な商品開発に取り組むことを可能としております。

(c) 生産力の維持・強化

当社は、高品質かつ低コストの商品を、タイムリーかつ多量に生産供給することを実現するため、生産のほとんどを信頼関係のある海外の契約工場に委託するとともに、多量の原材料・商品を外部から仕入れているほか、効率的な生産及び在庫管理を実現するノウハウを蓄積し続けております。

(d) 販売力の維持・強化

総合チャネル卸売事業においては、量販店に対し、各D I Vが企画生産する単品商品を販売するのみならず、ライセンスブランド商品やハウスブランド商品の充実によりコーディネート売場を提案・拡充する販売促進活動を推進強化する一方、O E M事業においては、専門店に対し、各社ブランドのO E Mを中心として販売の拡大を展開しております。

(e) ブランド力の維持・強化

総合チャネル卸売事業では、ハウスブランドの育成強化、ライセンスブランドの拡充や「マスターライセンス」の取得等を、O E M事業では、著名ブランドへの受注拡大を図っております。

また、当社は、引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っていく所存です。当社は、営業関連部門の業務執行機関として執行役員制度を採用し、各部門には担当執行役員を配して業務執行に関わる決定及び実行指揮・監督にあたらせる一方、管理部門の主要部門には、担当取締役を配し、部門間の連携を取りつつコンプライアンスの徹底、業務の迅速化及び効率化に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年4月23日開催の第57回定時株主総会において、買収防衛策の内容の一部について改定を行い、継続すること（改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）に株主の皆様のご承認を頂きました。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれに類似する行為、又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面及び買付等の内容の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、原則として最長60日間（延長を行う場合、原則として、30日間を上限とし、再延長できないものとし、）の検討作業を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得たうえ、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の提示を行います。当社は、本プランの各手続の進捗状況やその他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。なお、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行うに際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとし、新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当社取締役会は当該決議に従います。当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、買付者等を含む特定買付者等や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件及び当

社が特定買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに原則として新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社が別途定める割当日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、無償にて割り当てます。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が、特定買付者等以外の株主の皆様から当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、特定買付者等以外の株主の皆様が株式の希釈化は原則として生じません。）。

（注）本プランの詳細な内容は、インターネット上の当社ウェブサイト
 （アドレス<http://www.crossplus.co.jp/ir/pdf/release/100316.pdf>）に掲載しております。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a)基本方針の実現に資する特別な取組み（上記の取組み）について

上記に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記の取組み）について

本プランは、上記に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としたものであり、基本方針に沿ったものであり、また以下の理由により当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・株主総会にて株主の皆様のご承認を得て改定及び継続されたものであり、有効期限満了前であっても、株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において廃止の決議が行われた場合はその時点で廃止されること、また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされ、株主の皆様のご意思を重視するものであること。

- ・独立性のある社外者のみから構成される独立委員会を設置しており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること。

- ・独立委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されていること。

- ・本プランの内容として、本プランの発動に関する合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保していること。

- ・独立委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることとされており、独立委員会による判断の公正性・客観性が担保される仕組みとなっていること。

- ・当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役選任を通じて、本プランにつき株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、重要な設備に関して、新設により著しい変動があったものは、次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				合計
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	
海津倉庫 (岐阜県海津市)	製造卸売グループ	物流設備	267	-	-	145 (9,601)	412

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,600,000
計	31,600,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年12月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,718,800	7,718,800	東京証券取引所市場第二 部及び名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株
計	7,718,800	7,718,800	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年12月1日からこの四半期報告書提出日までの旧商法に基づき付与された新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年8月1日～ 平成24年10月31日	-	7,718,800	-	1,944	-	2,007

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年7月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成24年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,313,900	73,139	-
単元未満株式	普通株式 4,000	-	-
発行済株式総数	7,718,800	-	-
総株主の議決権	-	73,139	-

【自己株式等】

平成24年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
クロスプラス株式会社	名古屋市西区花の木三丁目 9番13号	400,900	-	400,900	5.19
計	-	400,900	-	400,900	5.19

(注)平成24年10月31日現在の自己株式数は、400,930株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年8月1日から平成24年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,952	2,802
受取手形及び売掛金	15,580	15,491
電子記録債権	851	546
商品	4,637	5,473
貯蔵品	27	22
その他	852	882
貸倒引当金	16	12
流動資産合計	27,885	25,207
固定資産		
有形固定資産	6,124	6,073
無形固定資産		
のれん	177	-
その他	637	404
無形固定資産合計	814	404
投資その他の資産	5,062	4,911
固定資産合計	12,001	11,389
資産合計	39,887	36,596
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,586	12,614
短期借入金	2,000	3,200
1年内返済予定の長期借入金	160	227
未払法人税等	98	37
賞与引当金	107	266
返品調整引当金	109	91
ポイント引当金	56	47
その他	1,914	1,977
流動負債合計	19,032	18,461
固定負債		
長期借入金	400	397
退職給付引当金	1,191	1,140
役員退職慰労引当金	361	370
その他	268	237
固定負債合計	2,222	2,146
負債合計	21,254	20,607

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金	2,007	2,007
利益剰余金	14,804	12,337
自己株式	532	532
株主資本合計	18,224	15,756
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	297	257
繰延ヘッジ損益	10	16
為替換算調整勘定	42	42
その他の包括利益累計額合計	243	232
少数株主持分	164	-
純資産合計	18,632	15,988
負債純資産合計	39,887	36,596

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
売上高	56,897	56,142
売上原価	42,399	42,737
売上総利益	14,498	13,405
返品調整引当金戻入額	101	109
返品調整引当金繰入額	102	91
差引売上総利益	14,497	13,423
販売費及び一般管理費	15,645	15,136
営業損失()	1,148	1,713
営業外収益		
受取利息	7	9
受取配当金	47	61
業務受託料	51	44
その他	47	73
営業外収益合計	154	188
営業外費用		
支払利息	11	13
為替差損	37	14
賃貸収入原価	9	21
その他	5	4
営業外費用合計	64	54
経常損失()	1,057	1,578
特別利益		
投資有価証券売却益	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
災害による損失	31	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	94	-
事業再編損	-	1 315
のれん償却額	-	2 118
その他	113	95
特別損失合計	240	529
税金等調整前四半期純損失()	1,297	2,107
法人税、住民税及び事業税	80	72
法人税等調整額	541	159
法人税等合計	460	232
少数株主損益調整前四半期純損失()	836	2,339
少数株主損失()	92	164
四半期純損失()	744	2,174

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	836	2,339
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18	39
繰延ヘッジ損益	32	27
為替換算調整勘定	4	0
その他の包括利益合計	8	11
四半期包括利益	828	2,350
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	735	2,186
少数株主に係る四半期包括利益	92	164

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
(連結の範囲の重要な変更) 第1四半期連結会計期間より、VENT HONG KONG LIMITEDは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
(減価償却方法の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成24年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年10月31日)																
<p>1 保証債務 取引会社の金融機関に対する債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> </table> <p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 21百万円</p> <p>3 当座貸越契約 当社及び連結子会社(株式会社ヴェント・インターナショナル、スタイリンク株式会社)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">6,050百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">4,050百万円</td> </tr> </table>	AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED	20百万円	当座貸越極度額	6,050百万円	借入実行残高	2,000百万円	差引額	4,050百万円	<p>1 保証債務 取引会社の金融機関に対する債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED</td> <td style="text-align: right;">77百万円</td> </tr> </table> <p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 0百万円</p> <p>3 当座貸越契約 当社及び連結子会社(株式会社ヴェント・インターナショナル、スタイリンク株式会社)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。当第3四半期連結会計期間末日における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">6,750百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,200百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,550百万円</td> </tr> </table>	AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED	77百万円	当座貸越極度額	6,750百万円	借入実行残高	3,200百万円	差引額	3,550百万円
AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED	20百万円																
当座貸越極度額	6,050百万円																
借入実行残高	2,000百万円																
差引額	4,050百万円																
AISHIN LAO(HK)CO.LIMITED	77百万円																
当座貸越極度額	6,750百万円																
借入実行残高	3,200百万円																
差引額	3,550百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)						
	<p>1 事業再編損 渋谷109系SPA事業の収益改善計画の実施に伴い発生する損失であり、内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">固定資産の減損損失</td> <td style="text-align: right;">270百万円</td> </tr> <tr> <td>解約違約金</td> <td style="text-align: right;">45百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: right;">315百万円</td> </tr> </table> <p>2 のれん償却額 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。</p>	固定資産の減損損失	270百万円	解約違約金	45百万円	合計額	315百万円
固定資産の減損損失	270百万円						
解約違約金	45百万円						
合計額	315百万円						

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
減価償却費 569百万円	減価償却費 537百万円
のれんの償却額 146百万円	のれんの償却額 177百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年10月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月11日 取締役会	普通株式	146百万円	20円00銭	平成23年1月31日	平成23年4月7日	利益剰余金
平成23年9月9日 取締役会	普通株式	146百万円	20円00銭	平成23年7月31日	平成23年10月13日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年10月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月13日 取締役会	普通株式	146百万円	20円00銭	平成24年1月31日	平成24年4月5日	利益剰余金
平成24年9月11日 取締役会	普通株式	146百万円	20円00銭	平成24年7月31日	平成24年10月16日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年10月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年10月31日)

当社グループは、衣料品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成24年8月1日至平成24年10月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	101円67銭	297円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	744	2,174
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	744	2,174
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,317	7,317

(注) 前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について

は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成24年9月11日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	146百万円
1株当たり配当金額	20円00銭
基準日	平成24年7月31日
効力発生日	平成24年10月16日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月10日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 信勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年8月1日から平成24年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の平成24年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。